

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

1 条例の制定改廃の手続について

現在は「条例原案」を審議事項としているが、「条例の制定改廃の方針」を審議事項にする。

- (1) 条例の制定改廃に必要な手続は、市議会のスケジュールに沿って行う必要がある。
- (2) 現在、関係部署の審査を一定程度経た条例原案を教育委員会会議に付議している。
- (3) 来年度以降は、「条例の制定改廃の方針」をより早い時期に付議することにより、教育委員会会議での審議の充実化を図るとともに、その内容をより踏まえ条例の制定改廃手続を行うようにするもの

2 教育長の専決事項の拡大について

- (1) 教育委員会会議の効率化のため、法令の制定改廃に伴い当然必要となる条例の改廃の方針や教育委員会規則・教育委員会訓令の改廃を教育長の専決事項とするもの
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の意見の手続は、市議会のスケジュールに沿って行う必要があるが、教育委員会会議との日程の関係を考慮し、教育長の専決事項とするもの

3 審査請求に係る規定の整備について

- (1) 教育長が処分庁である場合の審査請求の取扱いが不明確であったため明確にするもの
- (2) 公文書開示請求等に係る審査請求を、教育長専決としているが、その内容が不明確であったため、他の審査請求と併せて、その手続のみを教育長の専決事項とするもの